鉾田市立旭東小学校　いじめ防止基本方針

1　はじめに

いじめは，いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

そこで本校では，児童の健全育成を図り，いじめのない（いじめを許さない，いじめを見過ごさない）学校づくりの実現を目指すために，いじめ防止の基本的な方針を策定し具体的に対策を推進します。

2　いじめの定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめの発生場所は，学校の内外を問わない。

(2) 基本理念

いじめは，全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等のための対策は，全校児童が安心して学習その他の活動に取り組み，学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように，いじめがない学校づくりを実現しなければならない。

また，直接的にいじめを行う児童ばかりではなく，「観衆」（はやしたてる児童）や「傍観者」（見て見ぬ振りをする児童）を決して許さない学校を目指す。そのため，全職員が「いじめはどの子どもにも，どの学校にも，起こりうる」という危機管理意識をもち，学校が明るく楽しい場所になるよう，保護者，地域，児童相談所その他の関係者との連携を図り，いじめの問題の克服に努める。

3　いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため，「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1)　委員会は次の者で構成する。

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭
（※　その他スクールカウンセラー等，実態に応じて校長が必要と認める者）

(2)　校長は委員会を総括し，委員会を代表する。

(3)　委員会は次に挙げる事務を遂行する。

①　「旭東小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
②　いじめの未然防止や早期発見に関すること
③　いじめ問題の確認といじめの認知に関すること
④　いじめ問題の具体的対策を検討すること
⑤　いじめの相談窓口として相談を受けること
⑥　教職員研修の企画・立案に関すること
⑦　児童向けの研修や情報モラル教育に関すること
⑧　児童や保護者・地域への「旭東小学校いじめ防止基本方針」の主旨等についての周知や理解活動に関すること。

(4)　委員会は校長が招集する。

(5)　委員会は月１回の定例会を基本とする。また，いじめ事案を想定できる場合は，その都度臨時会として招集する。

(6)　重大事態の発生時は，鉾田市教育委員会が調査の主体を判断し，その結果に基づいて学校は対処する。以下のような事態のとき，市教育委員会を通じて市長に報告する。重大事態の事実関係を詳細かつ速やかに調査する。また，市長が再調査を行う場合，積極的に資料を提供する。

①「生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）

②「相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

（**年間３０日を目安**。一定期間連続して欠席している場合などは，迅速に調査に着手）

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき）

4　いじめの未然防止のための取組

(1)　目標を明確にした「わかる授業づくり」を進める。

①　授業の中で児童の自信を高められるようにする。

・学力に対する自信のなさや不安を払拭する工夫
・理解を深める個別指導の充実
・すべての児童が参加・活躍できる授業の工夫
・特別支援教育の視点を踏まえた授業づくり
・発表の仕方や聞き方の指導

②　人権教育・道徳教育・特別活動の推進

・「考え議論する道徳」の充実
・人権感覚を育む校内環境，言語環境の整備
・自分の生き方についての考えや自覚を深められるような授業の工夫
・「いじめゼロ」集会の実施など中央委員会を主体とした呼びかけやキャンペーン

(2)　居場所づくり・絆づくりと自己有用感の獲得

①　いじめを許さない，見過ごさない雰囲気と人間関係づくりを推進する。

・教職員の情報交換による多面的な児童理解と指導体制の構築
・元気なあいさつやコミュニケーションの指導
・「いじめゼロ」集会の実施など中央委員会を主体とした呼びかけやキャンペーン

②　児童の内面理解に努める。

・学校生活アンケート（月１回）
・個別面談，教育相談（６月，９月，１月）
・毎月の生活目標達成状況の確認

③　児童の社会性の育成に努める。

・キャリア教育の推進（キャリアパスポート）
・異年齢交流活動の充実（縦割り班集会，縦割り班清掃　等）

(3)　規律ある生活と基本的生活習慣の育成

①　旭東小学校のきまりや約束の徹底を図る。

・あいさつ，返事，通学の約束，時間を守る。
・授業中の正しい姿勢，忘れ物をしない。
・「旭ベーシック」の活用

②　教職員の適切な認識，適切な言動，適切な態度等による指導

(4)　いじめ防止対策年間計画の整備

教職員の研修，児童への指導，地域や保護者との連携等による防止対策や早期発見について，取り組む内容・具体的事項を明記する。

５　早期発見への取組

※早期発見の基本
①児童のささいな変化に気付き
②その情報を確実に共有して
③速やかに対応する

(1)　日常のコミュニケーションや観察，情報共有を意識的に行う。
①　一人一人に声をかけ，きめ細かな観察を行う。
・出席呼名，授業時の様子，休み時間，校内巡視　等
②　情報共有と関わり合い
・教師間での積極的な情報共有
・保護者との連携，連絡，相談
・学校生活の各場面でのコミュニケーション

(2)　定期的な調査の実施
①　児童の実態を把握し，関わり合いを深めるためのアンケートの実施
・学校生活アンケート（月１回）
・携帯電話，インターネット等利用調査

(3)　相談体制の整備
①　悩みや不安を解消する教育相談体制の確立
・教育相談（年３回），学級担任等による面談（随時）
・保健室での養護教諭による面談
②　スクールカウンセラー等，専門家の活用
・スクールカウンセラー（年間８回）によるカウンセリング

(4)　インターネット・ＳＮＳ等の利用とネット上でのいじめに関して
①　児童・保護者に課題の正しい理解と啓発を推進する。
・利用上の注意を促す資料の配付
・ホームページ等での情報公開・啓発
②　学校単独で対応することが困難と判断した場合は，学校の設置者と相談の上対応
・ネットパトロール（ネット上のいじめを監視）について検討する。

６　いじめに対する措置

(1)　いじめの疑いの発見・通報をもとに，迅速に学校の方針を決定

(2)　情報共有と事実関係の把握をし，いじめとして対応すべき事案か判断

(3)　十分な効果をあげることが困難な場合や犯罪行為として取り扱われるべきものは，学校の設置者に連絡し，警察署と相談して対処

(4)　児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合，直ちに警察署に通報し，援助を求める。

(5)　被害児童及びその保護者への支援，加害児童及びその保護者への指導・助言は「組織」で対応する。
・一方的，一面的な解釈で対処しない
・プライバシーを守る。
・迅速に保護者に連絡する。
・教育的配慮の下でのケアや指導を行う。

(6)　いじめを見ていた児童に対しても，自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。
・年間計画に位置づけられた取組や臨時の学級会や集会等の活用
・いじめは絶対に許されない行為であり，いじめを根絶しようという態度を行き渡らせる。

(7)　いじめの解消について
・「いじめに係る行為が止んでいること」「被害者が心身の痛みを感じていないこと」の２つの要件を満たし，**少なくとも３か月が経過していること**を目安とする。

7　重大事態発生時の対応

重大事態とは（いじめ防止対策推進法　第28条第１項）

①「生命，心身または財産に重大な被害が生じた**疑い**」 **（児童が自殺を企図した場合等）**
②「相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている**疑い**」 **（年間３０日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは，迅速に調査に着手）**

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき）

(1)　発生報告
・重大事態の発生を，市教育委員会に報告

(2)　実態把握
・当該事案に対応する調査を実施し，事実関係を把握する。

(3)　被害者保護
・いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保する。
・情報を提供した児童を守るための措置を講ずる。

(4)　加害者対応
・いじめの加害者児童に対しては，いじめをやめさせる。
・しっかりと寄り添い，いじめを繰り返さないよう指導・助言する。

(5)　調査結果報告
・市教育委員会への報告
・いじめを受けた児童・保護者へ情報を適切に提供

(6)　市長への報告
・市教育委員会を通じて市長に報告

(7)　いじめの解消と再発防止
・いじめを受けた児童に対しては，継続的な心のケア等，落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や，適切な指導を行うとともに継続的に見守り，再発の防止に努める。

いじめ防止対策のための年間計画

	いじめ防止等対策年間計画	ポイント
4月	□学校間，学年間の情報交換，指導の記録の引き継ぎ ◎いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議編成 □いじめ撲滅宣言（教師の決意を表明） ○学級開き；人間関係づくり・学級のルールづくり ○保護者へのいじめ防止対策についての説明と啓発	・いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・学校がいじめ問題に本気で取り組むことを示す。
5月	□「学校生活アンケート」（月１回，年間１０回）の実施と分析，対応策の検討 ○行事（遠足，校外学習等）をとおした人間関係づくり □校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」	・児童の班編制の場面に留意する。
6月	○第1回教育相談の実施及び情報交換 ○話合い活動「学級の諸問題」 □人権を考えよう週間	・児童の人間関係に変化が表れやすい時期と捉え，意識的な関わりをする。
7月	○第１回「人権フォーラム」の実施 ○学校評価の実施　→児童生徒，保護者の意見集約，分析 □第1回小中連絡協議会開催 ◎第1回いじめ防止対策委員会開催	・いじめ対策の点検をする。
8月	○人権標語の募集（児童・保護者・職員） □教育相談に係る研修等への参加	・相談技術の向上を図る。
9月	○第２回教育相談の実施及び情報交換 □人権を考えよう週間	・児童の変化を確認する。 ・人権感覚を高める。
10月	○いじめ標語募集（児童・保護者・職員） ○保護者との二者面談の実施 ○行事（運動会・きらきらフェスタ・宿泊学習等）をとおし　た人間関係づくり	・児童主体の活動を保障し，意欲を高め，自覚を促す。
11月	○第２回「人権フォーラム」の実施	・児童の人間関係に変化が表れやすい時期と捉え，意識的な関わりをする。
12月	□人権を考えよう週間 ○学校評価の実施　→児童生徒・保護者の意見集約，分析 □第２回小中連絡協議会開催 ◎第２回いじめ防止対策委員会開催	・人権感覚を高める。 ・いじめ対策を点検する。
1月	○第３回教育相談の実施及び情報交換	・早期発見・早期対応に努める。
2月	○話合い活動「学級の諸問題」	・次年度に向け，意識的な関わりをする。
3月	□記録の整理，進級する学年への引き継ぎ情報作成 □第３回小中連絡協議会開催 ◎第３回いじめ防止対策委員会開催	・いじめに関する情報を確実に引き継ぐための準備をする。

○：児童生徒，保護者の活動　　□：教職員間の活動　　◎：いじめ防止対策委員会（学校組織）